

賛否などの態度決定に至った理由・討論

令和5年12月定例会	
議案番号 議案名	第51号 松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	嶋村新一 日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>日本共産党の嶋村新一です。議案第51号について会派を代表して反対の立場で討論をいたします。</p> <p>本議案については、政府が戸籍法の改正を行い、市民が戸籍謄本等を取得したり、行政機関における戸籍謄本の添付省略が可能になったりと、利便性がかなり向上する戸籍事務が各自治体で可能になることは理解しました。また、戸籍法改正から、戸籍事務連携のために各自治体でシステム改修のために多くの時間と経費がかかったことも分かりました。しかし、その利便性とマイナンバーカードでの申請条件は、異なることとして、今回の条例改正には賛成しかねるため、反対いたします。</p> <p>反対の理由は、今回の地方自治体での具体化になった戸籍法改定案が審議された2019年の通常国会での審議のやりとりで浮き上がった問題点を議事録等で確認しますと、個人番号制度とリンクさせることでプライバシーの保護に大きな課題が依然として残り、不安が拭えていないからです。浮き上がった問題点は4点です。</p> <p>1点目は、「戸籍情報というのは、個人単位の金融、医療、旅券、自動車登録とは違い、婚姻、離婚、親子、養子などの身分関係や出自など極めてセンシティブな情報があり、それゆえに情報屋と言われるものが、この戸籍売買で4年間で8億5千万円を売り上げた摘発されるなどの事件が起きており」、その対策こそ強化すべき点です。</p> <p>2点目は、戸籍謄本を取得する理由の3～4割は相続関係ですが、2015年10月以前に亡くなった方は、マイナンバーが付与されていないため、情報連携の対象にならないことが分かりました。利便性といっても限定的だという点です。</p> <p>3点目は、今まで戸籍事務は多少の不便はあったにせよ、単体の自治体内で情報を管理していましたが、戸籍事務内連携で情報が漏れる機会・場面が増え、プライバシー侵害の危険が高まることが指摘されていた点です。</p> <p>4点目は、情報漏えい、悪用についての保護措置は設けていますが、それが不十分でありプライバシー侵害の危険性が払拭できていないことが分かりました。たとえば、個人番号法（マイナンバー法）の</p>

中に自己情報コントロール権は明記されていません。現時点の問題で言えば、個人情報分散管理したい人までマイナンバーカード型健康保険証に一元化するというのでは、市民が持つ自己情報コントロール権を尊重する視点が欠けています。また、個人情報保護委員会は設置されましたが、各省庁から独立していない横並びの組織で、個人情報の運用を監督する権限に留まっています。弁護士などの専門家は、ヨーロッパやカナダにおける政府から独立したプライバシーコミッショナーに似た制度として、個人情報にかかる人々の不安を生じさせない強い権限を持つ組織を求めています。

以上の4点が、この条例改正のもとになる戸籍法改正に対する反対理由です。この理由を不問にして、電子証明書提供用識別符号等の取得の選択についてマイナンバーカードによる申請が入っていることに、利便性の向上のみで、賛成することはできません。

みなさんのご賛同をよろしくお願いいたします。

2023年12月18日 本会議 討論
日本共産党の嶋村新一です。